

佐渡市と新潟工科大学との連携に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と新潟工科大学（以下「乙」という。）は、次のとおりパートナー協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携・協力のもと、工業を中心とした産業発展及び人材育成において寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。

- (1) 佐渡地域の工業を中心とした産業振興に関すること
 - ・乙の持つ知的財産や技術を活用した事業化（第2次創業を含む。）による地域産業の振興を図る。
 - ・島内企業の社内研修等へ乙の教員を派遣し、社内人材育成に貢献する。
 - ・セミナー等を共同開催し、島内企業への知識普及を図る。
 - ・公的機関の競争的資金について共同申請を行う。
- (2) 産業人材育成に関すること
 - ・人材循環を図ることを目的とし、島内インターンシップによる地域交流を実施する。
 - ・島内企業が乙の講師を務め、佐渡で働く魅力を発信する。
- (3) 再生可能エネルギーの活用・普及に関すること
 - ・島内企業と乙の風・流体工学研究センターが共同し、風力発電等の再生可能エネルギーに関する実証実験を行う。
 - ・再生可能エネルギーに関するセミナー等を共同開催し、知識普及を図る。
- (4) 工業を中心とした異業種連携に関すること
 - ・甲における異業種交流の取組みを進め、乙は技術支援等を行い生産性の向上を図る。
 - ・異業種交流による新産業創出への取組みを進める。
- (5) その他甲及び乙が必要と認めること

（連携会議）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携会議を定期的に行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期限は、協定締結から3年とする。ただし、本協定による有効期間満了の日から30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月27日

甲 新潟県佐渡市千種 232 番地

佐渡市長

三浦善裕

乙 新潟県柏崎市大字藤橋 1719 番地

新潟工科大学 学長

大川秀雄